

一般社団法人岩手県建設業協会

会 長 向 井 田 岳 様

「標準的な運賃」収受への支援要請について

東 北 ト ラ ッ ク 協 会
会 長 庄 子 清



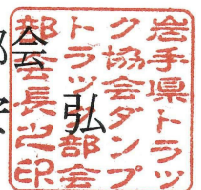
公益社団法人岩手県トラック協会
会 長 黒 澤



東北ブロックダンプ輸送協議会
会 長 栗 村 安



岩手県トラック協会ダンプトラック部
部会長 栗 村 安



時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、ダンプトラック事業に対しまして、格別なるご指導・ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども岩手県内の事業用の緑ナンバーダンプトラック事業者（※以下「事業者」という）は、国民生活を支え経済産業に欠かせない物流を担っており、とりわけ公共工事及び災害復旧工事のほか、冬期間における道路の排雪運搬作業においては、県民の通勤通学や救急医療・消防防災体制等の社会活動を維持するため、重要な役割を果たしております。

2024年4月1日以降、働き方改革関連法に基づき「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（※以下「改善基準告示」という）」の改正が適用されると共に自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されており、これによって発生する問題は「2024年問題」と称され、労働時間短縮により輸送能力が不足することから、モノが運べなくなる可能性が懸念され、何も対策を講じなかった場合、2030年には営業用トラックの輸送量のうち34.1%が運べなくなる可能性もあると試算されております（※(株)NX総合研究所の試算）

従来通りの輸送を継続するには、ドライバーの増員が不可欠ですが、運送業界は慢性的にドライバーが不足しており、さらに労働時間の短縮によってドライバーの収入が減少すれば、離職が進み労働力不足に拍車がかかる恐れもあります。

また、昨今の最低賃金上昇や燃料高騰による軽油価格の上昇は1990年以降、2倍以上に引き上げられておりますが、運送事業による運賃価格は1990年以降ほとんど変わらない低い水準に抑えられているのが実情となっております。

これは中小零細企業が9割以上を占め建設業者の下請として建設資材の運搬を行っている事業者が、多重下請構造の下位に位置する非常に弱い立場にある為、交渉力が弱くコストアップ分を運賃に転嫁することが困難であることを表しております。

人件費や軽油価格だけではなく、物価高に伴い車両価格や修理費、安全対策費等が年々上昇し、事業者の負担ばかりが増える現状は、自助努力の限界を大きく超え、事業存続が困難な状態にあると言えます。

事業者が車両を維持できない事態に陥れば、東日本大震災の復旧過程で露呈したように、災害時の被災地復旧にも支障を来す恐れがあります。

つきましては、建設事業者とともに社会インフラを支える事業者が、健全な財政基盤を築き、建設業界を下支えし、持続的に社会貢献できるよう次の事項を要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

1. 公共事業等において「貨物自動車運送事業法」及び「改善基準告示」が遵守されるように、建設事業者をはじめとした元請事業者等への周知徹底をお願いしたい。

貨物自動車運送事業法では「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（※一部抜粋）」と定められております。

該当事業においては、貨物自動車運送事業法による許可を受けた貨物自動車運送事業者の適正利用について周知徹底をお願いしたい。

また、厚生労働省では「改善基準告示」の改正を行い、2024年4月1日より施行されております。この改善基準告示は、長時間傾向にある自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を示したもので、ドライバーの拘束時間や運転時間、休息期間など、数々の基準が定められており「運転する車両が営業車、自家用車であるかを問わず、四輪以上の自動車の運転を業とする労働者全て」が対象とされておりますが、一部では正しく認識されていないのが実情です。

正しい認識の基で公共工事等が行われるよう、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等に対する周知徹底をお願いしたい。

2. 公共事業等において「標準的な運賃」が支払われるように、建設事業者をはじめとした元請事業者等に対し、適正な書面契約の締結をするよう周知徹底をお願いしたい。

国土交通省では、2024年3月22日に実運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の適正な原価と利潤を収受できる基準として、「標準的な運賃」を告示改正・施行しており、併せて同年3月6日付で各府省庁、地方公共団体、建設業団体、主要民間団体宛に通達「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」が発出されております。

建設資材等の運搬に際しては「標準的な運賃」を参考指標として適正な書面による契約を締結していただき、実運送事業者である貨物自動車運送事業者に適正に支払われているか、買ったたきがないか等の確認、指導を併せてお願いしたい。

なお、2025年4月1日に施行された物流改正法により、契約の締結に際しては荷主と事業者双方に書面の交付が義務付けされた（法第12条）他、2023年7月に国土交通省において発足し、翌年11月に体制を拡充した「トラック・物流Gメン」により、運賃料金等の不当な据置きをしていないか等、違反原因行為のある荷主に対して、働きかけや要請、勧告を行うなど荷主に対する監視体制がさらに強化されていくこととされておりますので、併せてご承知おきください。

○国土交通省が告示した標準的な運賃

大型ダンプトラック	8時間制	52,610円
特殊車両扱いによる割増額（2割増）		10,522円
合	計	63,132円